

モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
------------------	--------------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
個別目標 1	放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること	
	(主な事務事業) ・放課後児童健全育成事業 ・児童厚生施設等整備 ・放課後子ども環境整備等事業	
個別目標 2	放課後等の子どもの遊び場を確保すること	
	(主な事務事業) ・児童厚生施設等整備 ・民間児童厚生施設等活動推進事業	
個別目標 3	中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること	
	(主な事務事業) ・児童ふれあい交流促進事業	
施策の概要(目的・根拠法令等) 1 目的等 次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として(児童手当法第29条の2)、以下のような必要なサービスを提供する。 ① 放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保(放課後児童クラブの設置促進) ② 放課後等の子どもの健全な育成支援、安全・安心な遊び場の確保(児童館等の児童厚生施設の設置促進) ③ 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会の確保(児童ふれあい交流の促進)		
2 根拠法令等 ○児童手当法(昭和46年法律第73号)		
主管部局・課室	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課	
関係部局・課室	-	

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位:か所) (約20,000か所/ー)	13,698	14,457	15,184	15,857	16,685
2	児童館設置か所数(単位:か所) (全国の中学校区数約10,000か所/ー)	4,673	4,693	4,716	4,718	集計中
3	子育てに肯定的なイメージを持つ 若者の割合(増加/平成21年度)	—	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。数値は実績数である。 ・指標2は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。数値は各年10月1日現在のものである。平成19年度の数値は、12月に確定値を公表予定である。 ・指標3については「子ども・子育て応援プラン」の全体評価と併せて、調査方法について検討する。 						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 放課後児童クラブの設置か所数を拡大すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
1	放課後児童クラブの設置か所数 (単位:か所) (約20,000か所/ー) ※施策目標に係る指標1と同じ	13,698	14,457	15,184	15,857	16,685
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。数値は実績数である。 						
参考指標		H15	H16	H17	H18	H19
1	放課後児童クラブの運営主体別状況(単位:か所、かっこ内は%) 上段:公営 下段:民営	6,664 (48.7)	6,889 (47.6)	7,021 (46.3)	7,152 (45.1)	7,409 (44.4)
		7,034 (51.3)	7,568 (52.4)	8,163 (53.7)	8,705 (54.9)	9,276 (55.6)
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・参考指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べ(各年5月1日現在)による。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 :放課後児童健全育成事業						
平成19年度 : 14,036百万円(補助割合:[国1/3][都道府県1/3][実施者1/3])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要:児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。						
事務事業名 :児童厚生施設等整備費						
平成19年度 : 699百万円(補助割合:[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要:学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設費を補助する。						

事務事業名	放課後子ども環境整備等事業				
平成19年度 予 算 額	1,115百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3]） 一般会計、 年金特会 、労働保険特会、その他（ ）				
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 市区町村 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
概要：学校の余裕教室等を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修費を補助する。					

個別目標 2 放課後等の子どもの遊び場を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	児童館設置か所数（単位：か所） （全国の中学校区数約10,000か所／－） ※施策目標に係る指標2と同じ	4,673	4,693	4,716	4,718	集計中
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、大臣官房統計情報部社会統計課の「社会福祉施設等調査」による。 数値は各年10月1日現在のものである。 ・平成19年度の数値は、12月に確定値を公表予定である。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 児童厚生施設等整備費						
平成19年度 予 算 額	1,071百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][実施者1/3]） 一般会計、 年金特会 、労働保険特会、その他（ ）					
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 市区町村 、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 その他（ ）					
概要：児童館等の創設、改築、拡張、大規模修繕に関する経費を補助する。						
事務事業名 民間児童厚生施設等活動推進事業費						
平成19年度 予 算 額	1,329百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][実施者1/3]） 一般会計、 年金特会 、労働保険特会、その他（ ）					
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 市区町村 、独立行政法人、 社会福祉法人 、 公益法人 その他（ ）					
概要：民間児童館等の活動費に関する経費を補助する。						

個別目標 3 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	児童ふれあい交流促進事業実施か所数（単位：か所）	222	198	185	181	174
（調査名・資料出所、備考） ・指標1については、雇用均等・児童家庭局育成環境課の調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 児童ふれあい交流促進事業						
平成19年度 予 算 額	160百万円（補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市区町村1/3]） 一般会計、 年金特会 、労働保険特会、その他（ ）					
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、 市区町村 、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
概要：小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と交流する機会を持つことにより、中・高校生等の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となることで、育児不安を原因とする虐待の予防を目的とする。また、こうした事業を通じて、地域の中・高校生等と子育て中の親子、学校・児童館など地域のつながりの構築も目指す。						